明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府綾部市故屋岡町大コモ三の一、八〇〇一の一から八〇〇一の七まで、八〇〇一の九から八〇〇一の六五まで、八〇〇二の一から八〇〇二の七四まで、八〇〇三の二から八〇〇三の一一まで、八〇〇三の一三、八〇〇三の一四、八〇〇三の一六、八〇〇三の一八から八〇〇三の五七まで、八〇〇三の五九、八〇〇三の六二、八〇〇三の六三、八〇〇四、八〇〇四の一、八〇〇五の一から八〇〇五の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府綾部市故屋岡町小中奥一九、一九の一、一九の二、二〇の一から二〇の三一まで、二〇の三二（次の図に示す部分に限る。）、二〇の三三から二〇の五六まで、小中谷三四の乙、三四の丙、三五、三五の乙

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県大町市八坂字篠八窪八六八の二、字上松一三五八から一三六二まで、字大欠ノ上一三六三、一三六四、字半前場一三六五、一三六七、一三六九、字上ノ山一六一五、一六一六のイ、字上ノ山欠端一六一七、字池頭大欠端一六一八、字家ノ前一六六九、一六七〇、字五味ノ木欠端一六九五、字欠下一七七〇、一七七一、字家下一七七二から一七七四まで、二一〇九の八、二一二〇の口、二一二六の口、字門間欠端一七七五、字北裏欠端一七七六、字中奴一七七七の一、一七七八の一、一七七八の二、字ヤツコウ一七七九から一七八一まで、字沢ゴウロ一七八二、字ゴウロ一七八三、字荒畑一七九五、字大欠一八〇四、一八〇七、字山吹二一一五の一、二一三三、字家ノ下二一一六のイ、二一一六のロ、二一一九の一から二一二五まで、二一二九、字こうろふ二一二六のイ、二一二七、二一二八、字ぬけたみ二一三〇、二一三一、二一三八、二一三九、字ぬけだみ二一三二、字山吹沢二一三四、二一五六の一、二一四の口の一、二三一三の一、字日影二一三五のイ、二一三七、二一五〇、字ノゾキ二一六〇のイ、字網張場二一六一、二一六二の一、字石原田二二九五の一、二二九五のイの一、字堂ノ脇二三〇六、二三〇七の一、二三〇八の一、二三一一の一、二三一一の二、字京塚二三〇九、字石畳下二三一二のイの一、二三一二のイの二、字石畳二三一二のロの一、字中川原二三一四の一、二三一四の二、字浦ノ山八七二九の五から八七二九の七まで（以上三筆国有林）、八七二九の一、八七二九の四、字破風口八七三〇から八七三三まで、字大ヤバナ九六四八、字ゼンマイバ九六四九、九六五〇、字岩原九六五八、九六五九、字大畑一一五五四、字土畑ケ一一五五五のイの一、一一五五五のイの二、一一五五五のロ、一二〇九四、一二〇九五、一二一〇二の八、一二一〇四、一二一〇五、一二一一九のイ、一二一二〇のイ、一二一二〇のロ、一二一二一の口、字登り坂一一五六八、字高花一一五七一の口、一一五七二のイ、一一五七二のロ、字土畑ケ滝下一二〇九六、字大畑ケ一二一二三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字池頭大欠端一六一八、字堂ノ脇二三一の二

2　その他の森林については、主伐は択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県諏訪市大字湖南字内山ノ内沢山一八一六の口、字内山二〇二七の一一七・二〇二七の一一八（以上二筆国有林）、二〇二七の六、二〇二七の一〇六、二〇二七の一一六、二〇二七の一一九、字奈良尾日影二八四七・字南本道北俣五一二二の一・字高ズヤ五二一五の一・字漆畑五二二七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五一一六から五一一八まで、五一二〇、五一二一、字北入口五一二三、五一二四の一、五一二四の二、五一二五から五一二九まで、五一三〇の一、五一三〇の二、字大ミヤマ五七三二の一、五七三三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）